ヘイトスピーチを禁止する法律の制定等の対策強化を求め る意見書

あらゆる分野で差別をなくし、人種等を異にする者が相互に人格と個性 を尊重し合いながら共生する社会を実現することが重要です。

それにもかかわらず最近、特定の国や人種・民族に対する差別を煽る「ヘイトスピーチ(差別的憎悪表現)」の被害が後を絶ちません。デモや街宣活動を伴いながら展開されるヘイトスピーチは、いまや、地域で暮らす外国人住民にとって大きな脅威になるとともに、子どもや青少年に教育上の悪影響を与えるなど、大きな社会問題になっています。

在日コリアンの子供らが通学する京都朝鮮第一初級学校に対するへイトスピーチを巡る訴訟では、平成26年12月、団体の示威活動が人種差別撤廃条約に言う人種差別に該当し、表現の自由によって保護されるべき範囲を超えていると判断し、損害賠償を命じる判決が確定しました。昨年12月には法務省が、東京都小平市の朝鮮大学校前でヘイトスピーチをしたとして「在日特権を許さない市民の会」の元代表に行わないよう初めて勧告を行っています。今年1月15日には大阪市が抑止を目指す全国初の条例を制定しました。相次ぐ事態は、全国各地で頻発するヘイトスピーチの深刻さの表れにほかなりません。

日本のヘイトスピーチは、国際社会からも深く憂慮され、対応が強く求められています。平成26年7月には国連自由権規約委員会から差別的言動に対処する措置を採るべきとの勧告が、同年8月には国連人種差別撤廃委員会からヘイトスピーチ問題に「毅然と対処」し法規制を行うよう勧告がなされています。今年1月には国連少数者問題に関する特別報告者で、ヘイトスピーチ問題を担当するリタ・イザック氏が初来日し、「差別をなくすための法整備や指導者の取り組みが必要」と指摘しました。

相次ぐ司法・行政判断やたび重なる国際社会の指摘に対し、日本政府が これ以上、見て見ぬふりを続けることは許されません。

よって、政府及び国会におかれましては、国民の人権を擁護するととも に、差別のない多文化共生社会の実現に向け、憲法の保障する集会、結社、 言論、出版その他の表現の自由に十分配慮したうえでヘイトスピーチの根 絶へ向けた法律の制定等の対策を強化されるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月15日

尾道市議会

関係行政庁及び国会あて